

# 農政産業観光委員会会議録

日時 令和2年12月10日(木) 開会時間 午前10時  
閉会時間 午後2時32分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也  
副委員長 桐原 正仁  
委員 望月 勝 早川 浩 永井 学 市川 正末  
土橋 亨 小越 智子

欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 中澤 和樹 産業労働部理事 山本 盛次 産業労働部次長 上野 睦  
産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) 一瀬 富房  
労働委員会事務局長 小野 眞奈美 成長産業推進課長 有泉 清貴  
産業振興課長 小林 徹 労政雇用課長 渡辺 一秀  
産業人材育成課長 小林 靖 労働委員会事務局次長 小俣 謙

観光文化部長 中澤 宏樹 観光文化部文化振興監 小澤 祐樹  
観光文化政策課長 村松 久 観光振興課長 小泉 嘉透 観光資源課長 三井 博志  
世界遺産富士山課長 信田 恭央 文化振興・文化財課長 河野 公紀

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 清水 一也 農政部次長 大久保 雅直  
農政部技監 安藤 隆夫 農政部技監 中村 毅 農政部技監 武井 和人  
農政総務課長 三井 一 担い手・農地対策課長 勝俣 匡章  
販売・輸出支援課長 樋田 洋樹 農業技術課長 斉藤 修  
果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎 畜産課長 渡邊 聡尚  
食糧花き水産課長 近藤 隆 農村振興課長 小林 敏樹 耕地課長 茂手木 知

公営企業管理者 井出 仁 企業局長 三井 薫 企業局技監 平井 一仁  
企業局総務課長 瀧本 勝彦 企業局電気課長 高野 武

議第(付託案件)

第100号 山梨県家畜改良増殖法施行条例中改正の件

- 第103号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの
- 第106号 令和2年度山梨県営電気事業会計補正予算
- 第115号 指定管理の指定の件
- 第116号 指定管理の指定の件

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、観光文化部関係、農政部関係、企業局関係、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時12分まで観光文化部関係、午前11時29分から午前11時52分及び午後0時58分から午後1時22分まで農政部関係、午後1時28分から午後1時47分まで企業局関係、午後2時02分から午後2時32分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 観光文化部関係

※第103号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(新しい生活様式推進機器購入等支援事業費補助金について)

早川委員 (観)の2ページ、新しい生活様式推進機器購入等支援事業費補助金について質問します。端的にお願いします。まず、今回約8億5,000万円をふやして、総額30億円で、県として、何件の事業者を目標としているのか伺います。

小泉観光振興課長 この新しい生活様式推進機器購入等支援事業費補助金につきましては6月補正以降、9月、11月と2度補正をさせていただいておりますけれども、今回御承認をいただきますと合計30億700万円余になるということでございます。現在、対象を中規模まで広げておりますので、対象が産業センサスでいきますと1万8,000店舗くらいが対象になるので、そのうちの6割弱ということで1万件程度を対象に考えております。

早川委員 確認ですが、私の認識では今現在、6,000件か6,500件ですか。そうすると今

回の予算が8億5,000万円プラスになったとして、差し引きして、あと何件対象となるのかお伺いします。

小泉観光振興課長 昨日12月9日現在の数字をホームページに上げております。その数字で申し上げますと6,994件だったと思いますので、7,000件弱という申請数でございます。対象が1万件と申し上げましたので、あと約3,000件が対象となります。

早川委員 個人的には、予算の兼ね合いもありますが、またふやしていただければと思います。重要なのは、中身の問題で、以前、感染対策に資するかと思っていた、加湿器や換気をするのにCO<sub>2</sub>の基準をはかる、CO<sub>2</sub>測定メーターというのが対象外だったんですよ。ただ、ここ数日国も推奨していて、これはコロナだけじゃなくてインフルエンザの対応になり、CO<sub>2</sub>測定メーターや加湿器についても、感染対策に資するのでそれは対応していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

小泉観光振興課長 CO<sub>2</sub>の濃度測定器や、加湿器につきましては、国からも有効性が確認されておりますので、そのようなお墨つきをいただけるような部分につきましては、順次備品として購入していただける対象として広げてまいりたいと考えております。

早川委員 各市町村も連動しているので対象機器については慎重にしていきたい。  
最後に、県民から補助金の審査期間を早くしてほしいと言われている。そのためには、例えば書類を簡略化するとか、事務員をふやすなどして支払を早くするような改善策を要望したいが、それに関して最後にお伺いして終わります。

小泉観光振興課長 現在、申請をいただいてから支払まで、1カ月半から2カ月ほど要しております。委員御指摘のとおり、なかなか支払われないというようなお話しもいただいておりますので、書類の簡略化等は難しい状況でございますが、現状の人数が15人でやっておりますので、それを25人程度までふやすように事務局と相談をしております。今後は、申請からお支払いまでの期間を短くできるようにさまざまな努力をしてまいりたいと考えております。

(信玄公祭り開催費について)

永井委員 課別説明書(観)の4ページ、信玄公祭りの開催費についてお伺いします。GoToトラベルキャンペーンなどによって、夏から秋にかけて徐々に回復の兆しも見えたんですが、再度、新型コロナウイルスの感染が拡大してきて、本県の観光事業者は本当に深刻なダメージを受けております。そのような中、来年、信玄公生誕500年というまたとないチャンスがくるということで、新型コロナウイルスの感染拡大の防止にも努めながら、県としてもこの観光のチャンスを逃さないように直前のPRイベントということでこの予算が盛られていると思います。

最初に、この補助先である信玄公生誕500年記念花火リレー実行委員会(仮称)これはどういった団体なのか伺います。

三井観光資源興課長 この団体につきましては関係市町村、花火屋さんのグループである甲州花火倶楽部、そして、やまなし観光推進機構等で構成されます信玄公生誕500年記念花火リレー実行委員会というものがございますので、そちらに対して助成するという事になっております。

永井委員 (仮称)ではなく、決まっているんですか。

三井観光資源興課長 現時点では(仮称)でございますが、基本的にはこの名前になると思います。

永井委員 1,000万円という大きな金額なので(仮称)の団体に1,000万円も出すのはどうなのかなと思ひまして、最初に伺っておきました。花火を上げる市町村であるとか、花火を実際に上げられる組合、観光推進機構ということだと承知いたしました。この事業は、花火リレーの実施とテレビ番組の制作となっておりますが、具体的な事業の内容をお伺いいたします。

三井観光資源興課長 具体的な内容でございますけれども、まず2月下旬に信玄公生誕500年のキックオフイベントを行います、それと連携した事業内容となっております。信玄公ゆかりの地におきまして、のろしの伝達をイメージした花火のリレーを行うこととしております。もう一つは、信玄公祭りの歴代信玄公役や、花火リレー等の映像を織り交ぜた特別番組を制作していただきまして、それを後日放映するという事業内容を想定しております。

永井委員 具体的な市町村はどこになるのでしょうか。

三井観光資源興課長 最終的な場所は、まだ決定はしてございませんが、のろしということでありまして、北杜市から始まりまして甲府市へつないでいくことになると思いますが、その他ゆかりのある地もございますので、今後この実行委員会によりまして場所が決定されることとなります。

永井委員 危惧するのは、夏に花火が上げられなかったわけですから、花火を上げることはいいことだと思うんです。ただ、花火を上げるとなると、当然PR効果を狙って事前に花火を上げますと言いますよね。

そうすると、花火を見たいから人が集まっちゃうわけです。夏に花火を中止した意味がなくなってしまう。(仮称)の団体にそういう感染対策をしっかりとってもらわないとなかなか難しいということを、しっかり県からも言っていただきたいと思います、その辺はいかがでしょうか。

三井観光資源興課長 開催に当たりましては、これから具体的なことを詰めてまいりますので、委員御指摘のとおり感染対策等をしっかりとってまいりたいと考えております。

永井委員

観光推進機構も入っていますので、ぜひ県としてもやり取りをしながら、あくまでテレビで見てくださいという形でやったほうがいいのかなと思います。

特に、信玄公生誕500年ということをやったって花火が上がると、人が集まってしまう。こういう時期なのでそこはしっかりこの実行委員会に県からも話をしてもらいたいと思います。

次に信玄公祭りの代替イベントとして本会議で志村議員の質問にお答えになっていましたけれども、インターネットを活用した参加型、投稿型イベントの実施とか『あつまれ どうぶつの森』を活用した機運の醸成を図るという答弁がございましたけれども、もう少し具体的な内容をお伺いいたします。

三井観光資源興課長 まず代替イベントにつきましては、参加者の安全に最大限配慮した上でどんな世代でも参加できるということをコンセプトに、多くの方々が安全に楽しめるイベントを考えております。

具体的にはインターネットを利用したいと考えておりまして、まずインターネットを活用したクイズ大会ですとか、信玄公祭りのダイジェスト映像等を作成いたしまして、それをインターネット配信させていただく。

さらには投稿型イベントといたしまして、マスクのデザインコンテストであるとか、あとは子供向けのお絵描き大会、あとはコスプレ大会とか、そういったものを開催していきたいと考えております。

もう一つですが『あつまれ どうぶつの森』につきましては、現在進めているところでございますけれども、ゲームの世界に、「かいのくに しんげん島」という島を開設いたします。コンセプトといたしましては、信玄公祭りの再現や信玄公ゆかりの地であるとか、500年前の甲斐の国等の再現を検討していきたいと考えております。

このゲームは、若者から年配の方まで利用されており、また世界的にも広がっているということでございますので、このゲームを活用しまして、信玄公の功績を再認識していただいて未来につなげていく。さらには山梨県の知名度向上を図っていきたいと考えております。

それから、若い世代の発想やアイデアを生かしたいと考えておりまして、これは部長の答弁でもありましたけれども、『あつまれ』デザインチームを当課に設置をいたしまして、山梨大学や県立大学の学生に参加していただいて作成を進めていきたいと考えております。

永井委員

この『あつまれ』の記事をうちの息子が見まして、ぜひ行ってみたいと言っていたので、効果があるのかなと思っていますが、ちなみにいつごろからこの島が誕生するのでしょうか。

三井観光資源興課長 現在作成を進めておりますが、キックオフイベントを、2月下旬を軸に考えておりまして、そのときに公表できればと考えております。

永井委員 このコロナ禍の観光振興に非常に新しい形なのかなと、他県の様子は私は承知をしておりませんが、非常に有効的だと思っています。

2月下旬のキックオフイベントから多分これをいろんなところでPRしていくと思います。デザインチームの山梨大学と県立大学の学生、ぜひ彼らにどういったところでPRをしたら一番効果的であるのか、SNSも含めて彼らのアイデアをデザイン以外でもこのPRの部分にもぜひ意見を聴取していただければ、大学生から小学生までどうやってそれを伝えていくのか。これは教育委員会との連携もしなければいけないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

三井観光資源興課長 ちょうどあした、学生たちに参加していただき、ワークショップを開く予定であります。ぜひその場で委員から御提案していただきましたことを議論させていただきたいと思います。

SNS等を使って、拡散していければと考えておりますので、あした、またしっかり学生たちや、そのほか県職員の中からも若手を入れておりますのでみんなで情報が幅広く発信できるような方法を考えていきたいと考えております。

永井委員 最後に、先月11月20日の新聞に、来年の信玄公祭りが来春4月に規模を縮小して開催するという報道がありましたけれども、具体的な実施内容は決まっているのでしょうか。

三井観光資源興課長 まず、日程でございますけれども、11月19日に実行委員会総会を開きまして、来年の4月9日金曜日から11日日曜日までの日程で開催するというところで決めたところでございます。

それから、お祭りの内容でございますが、新型コロナウイルス対策として、現在の状況から判断したところでございますけれども、軍団の集結を分散させるということ。そして信玄公出陣式は映像で提供するということ。そして、軍団の人数を通常の40人ぐらいを半分にするということです。それから、出陣ルートについても同じところからではなく、分散して出陣するということになります。

また、信玄公のオリジナルマスク等をつくって、それを軍団の方々につけていただいたり、沿道への有料観覧席ゾーンをつくって、人数の規制をしたいと考えております。あとは観客席等を回って、手を消毒していただくように消毒隊をつくって、消毒に回るということも考えているところでございます。

永井委員 通常であれば、信玄公生誕500年で一番盛り上がりなきやいけないこの信玄公祭りで、本当は観光文化部の皆様方もやりたい部分だったんですけども、今伺ったような感染対策をしっかりとしながら規模を縮小していく。当日どれぐらいの方たちが来県してくださるか、当然4月のコロナの感染状況にもよりますけれども、まだ今から多分実行委員会の会議が重ねられると思いますので、最大限の感染対策をしっかりといただきながら小規模とはいえ、リモート等も使いながら盛大なお祭りになるように私もいろんな部分で提案していきたいと思います。

(青木ヶ原樹海イメージアップ強化事業費について)

小越委員 (観) の3ページ、青木ヶ原樹海イメージアップ強化事業費ですけど、確か、福祉保健部にもありまして、青木ヶ原樹海イメージアップ強化事業費、福祉保健部障害福祉課に1千542万円があるんですけど、福祉保健部と観光文化部のすみ分けというか、どんなことをするのかお願いします。

小泉観光振興課長 委員がおっしゃられたとおり福祉保健部と共同でやる事業でございますが、福祉保健部は青木ヶ原樹海イメージアップ強化事業費の中で、来年公開されます樹海を舞台としたホラー映画とタイアップする形で、県としてPRするのは樹海の命の源みたいなものを併記してやっていきます。

当課のイメージアップ事業につきましては、エコツアーや風穴、氷穴などの観光施設もございますので、そういうところを改めてPRすることによって、観光資源として新しい切り口でイメージアップを図るような施策を行ってまいりたいと考えております。

小越委員 福祉保健部でホラー映画の話があったので、観光文化部もホラー映画の話と一緒にやるのかと思いましたが、そうではないことがわかりました。

(新しい生活様式推進機器購入等支援事業費補助金について)

先ほど早川議員からグリーン・ゾーンの新しい生活様式の機器購入のお話がありました。そこでもう少しお聞きしたいんですけども先ほど1万8,000件のうち、6割の大体1万件くらいというお話がありましたけれども、この事業とグリーン・ゾーン認証はセットですか。

小泉観光振興課長 この機器等を支援する事業でございますけれども、グリーン・ゾーンを取らないと補助できないというものではございませんので、感染防止につながるような機器を購入していただく店舗に対してサポートさせていただくという事業でございますのでグリーン・ゾーンと必ずしも連動はしてございません。

小越委員 この1万8,000件のうち、大体1万件の中で、感染が一番心配な飲食店は大体どのくらいを見込んでいるんでしょうか。

小泉観光振興課長 先ほど申しあげました総務省の経済センサスに基づきますと本県には約4,500件の飲食店がございます。そのうち小規模、中規模ではほぼその全てを網羅しておりますけれども、その中の6割は取っていただきたいと考えて事業を行っているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

(富士山の入山料について)

早川委員 富士山に関して大きく2点お願いします。

まず、富士山の入山料について伺います。11月に富士山の入山料について法定外目的税で義務化のための検討をしているという報道があったんですけど、これは県民から見ると、県が決めたと認識している人も少なくないと思います。私の認識では、義務化については有識者で構成する富士山利用者負担専門委員会内であくまでも議論の最中だという認識をしています。

そこでまず、改めてこの委員会の検討状況についてお伺いします。

信田世界遺産富士山課長 富士山利用者負担専門委員会における入山料の検討状況ということでございますけれども、本年度に入りましてワーキングを含めて4回議論されています。

富士山利用者負担専門委員会は富士山の保存管理体制の中で地元の観光業者の方ですとか、地元の代表、それから資産の所有者等から構成される会議体がございますが、この会議体に対して有識者が助言をする機関ということでございます。

その委員会におきまして受益者負担の観点から入山料の義務化につきまして法定外目的税と、登下山道から使用料をいただくという2つの考え方を軸にこれまで検討されてきたところでございますが、使用料につきましては、2つの課題が指摘されております。

1つは使用料の場合ですと、使途が施設の維持管理というものに限定されることから、環境保全等の取り組みには使うことができないという指摘でございます。

もう1つの課題でございますが、富士山の登山道は道路法上の道路になっております。このため、使用料を導入するには登山道を道路区域から除外しなければならず、現在は、道路であることから国の有利な助成制度を用いて維持管理等を行っているわけでございますけれども、それが使えなくなり、その結果登山道の管理水準が維持できなくなるという指摘がされています。

こういった点を踏まえて、現在法定外目的税を候補に検討を進めているという状況でございます。

早川委員 その法定外目的税ですけど、もちろん静岡県知事も長崎知事も入山料を法定外目的税とすることは有力な考えとはっきり発言している中で、法定外目的税は今までも税金として取る場合の完全な徴収体制が難しいということはずっと議論されてきたと思うんです。そこをどうクリアしていくのか、どんな議論があるのかわかればお伺いしたいです。

信田世界遺産富士山課長 委員御指摘のとおり、税の徴収方法につきましてはやはり富士山利用者負担専門委員会でも議論がございます。

富士山の場合は、現地で対面により現金を納付していただくという方法もあるんですけどもその方法の場合にはやはり徴収漏れを防ぐことが非常に難しいという指摘がご



ざいます。

たくさんの登山者が一気に大挙してきたときに全員を登山道で止めて、もれなくいただくというのは非常に難しいだろうという指摘がございます。こういったことから、富士山利用者負担専門委員会におきましては、例えばゴルフ場利用税や入湯税のように何らかの料金に上乗せしてその税を徴収する特別徴収という方法が望ましいのではないかなど、今後どのような方法があるかについても検討していく状況でございます。

早川委員 税金を特別徴収するという話は具体的な議論だと思っているので、富士山利用者負担専門委員会から指摘を受けて動き出すのではなく、ぜひ県として現時点、法定外目的税の特別徴収について検討して研究していくべきだと思うんですけど、その点についていかがですか。

信田世界遺産富士山課長 富士山利用者負担専門委員会の事務局として山梨、静岡両県の富士山の関係課が当たっています。やはり特別徴収の方法について富士山利用者負担専門委員会の中ではいろいろ積極的に議論されているところがございますがそこ任せにすることなく調査研究はしていきたいと思っております。

(富士山の保全状況報告書について)

早川委員 本年度中に方向が定まると思うので、適時適切に報告いただきたい。

もう一つは、富士山の保全状況報告書について、これも重要な問題で12月の最初の新聞報道によりますと、ユネスコの世界遺産センターに対して提出する保全状況報告書に初めて富士山登山鉄道が言及されたということですよ。

これは10月15日に富士山世界文化遺産学術委員会で「世界遺産委員会に速やかに報告すべき」という意見があったと思うんですね。これを踏まえてなのか、言われたから報告したのか、まず伺います。

信田世界遺産富士山課長 今回提出されました保全状況報告書で富士山登山鉄道のことが初めて言及されたわけですが、こちらにつきましては保全状況報告書の様式の中で報告を行う時点で世界遺産の価値に影響を与えるような可能性のある大規模な事業があるということであれば機械的に記載しなければならないということは様式上定まっているものでございまして、学術委員会等の意見を踏まえてではありません。今後、文化庁ではユネスコにもっと詳細な情報について報告すると承知しております。

早川委員 今回の保全状況報告書の内容が来年開催される第44回世界遺産委員会で再度審査をされることになるのかわかりますか。

信田世界遺産富士山課長 今回提出した保全状況報告書は前回の昨年7月に開かれました第43回世界遺産委員会の決議において提出が求められたものでございますけれども、その中には世界遺産委員会での審査をするためではなくて、ICOMOS等で審査をするために確認をしたいので出してもらいたいという要請があったことに基づくものでございます。

こうしたことから、現時点では来年の世界遺産委員会の審査というものは想定しておりませんが、今後のユネスコ世界遺産センター等の動向を見ながら見守っていく必要があると考えております。

早川委員 最後になりますけれども、ユネスコへの保全状況報告書の提出は、今までの経緯だと今回で最後という認識ですけど、今後も宿題が出たり、提出する予定があるのか、いかがでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 昨年の7月に開催されました第43回世界遺産委員会の決議の際に、I C O M O Sやユネスコの世界遺産センターの関係者から確認したということですが、今回の保全状況報告書が最後になるという発言がされているということですが、したがって、今回の提出が最後になるのではないかと認識しております。

(ワインミュージアム構想について)

桐原副委員長 7月10日の山の日にワインミュージアム構想として、甲州市からワインの博物館をぜひ事業化してもらいたいということがあったと思うんですけど、県でも、ワイン県を立ち上げるときに、ワインミュージアム構想があったと承知しています。その新聞を見ますと、庁内の中で検討していくと書いてあったり、2020年の当初予算でこの事業を見送ったみたいなことも記事にありました。

県としては、現状どのようなスタンスでいるのかお尋ねします。

小泉観光振興課長 ワインミュージアムの構想につきましては、昨年度、今後どのような事業をやっていくかという主要施策協議が開かれた際に、観光部から地域の産業を生かした高付加価値事業の1つの案として、ワインミュージアム構想の検討をするという報道がされましたし、実際検討をしておるところでございます。

それ以降、現在まで引き続き検討をしておるところでございます。委員が先ほどおっしゃいました7月10日に新聞報道されておりますけれども、甲州市からワインミュージアム構想というものもいただいております。現在は、いただいた構想も含めまして引き続き庁内で検討を進めているというところでございます。

桐原副委員長 最初の新聞報道があったときに、県がやるのか市がやるのかというニュアンスもありましたけど、そうではなくて、県も事業化するに当たってどこの場所が適地であるかというものもしっかり検証して決めていくと思うんです。何箇所もつくるものでないと思いますので、ぜひ、そこに関して、今、新型コロナウイルス感染症がある時期ではありますが、コロナがおさまるときに向けての反転攻勢の材料に使っていただいて、山梨県の観光を盛り上げる拠点になるような、ぜひそういった事業実施に向けて検討していただきたいと思います。そうはいつても、報道があつてから3カ月、4カ月とたつわけですから、期限を決めて、ぜひ前に進めるように、新しい観光のツールとして使っていただくようなすばらしいものにしていただきたいと思います。その点について、いつぐらいつまでということには答えづらいと思うんですけど、お話しできる範囲で教えていただ

ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

小泉観光振興課長　そもそもこのワインミュージアムをなぜ建てるかということでございますけれども、昨年度8月7日にワイン県を宣言させていただきまして、ワインに特化した地域のブランドづくりということを進めていく過程で、日本ワインを広く示す中で地域の優位性を示すような建物をつくりたいということで、このワインミュージアムの構想が持ち上がっております。

実際、建てるとなれば県内観光産業のさらなる高付加価値化につながる施設となることが求められるわけでございますけれども、昨年度の検討を始めました9月以降コロナが発生いたしまして、お金の使い方であったり、観光の仕方であったりということも大きく変わってきているというのが現状でございます。

どこへ建てるのか、どのくらいの規模でやるのかにつきましても、また主体をどういう形にするかということにつきましても、昨年度からの意見、検討がそのまま引き継がない現状でございますので、今後、ウイズコロナなのか、アフターコロナなのかわかりませんが、そうしたもうちょっと大きな世界の流れを見ながら山梨県としてどういった施設がふさわしいのかを考えていきたいと考えておりますので、今のところは庁内の議論でも固まっておりますし、期限につきましても今は明言できない状況でございますので、引き続き検討していき、よりよきものをつくっていきたくて考えております。

桐原副委員長　国内に200件を超えるワイナリーがあると承知しています。その中でホームページを見ますと、県内に82件ある中で峡東地域にはそのうちの約8割があると聞いてます。どこの地域でもいいと思うんですが、ぜひこのワインを知らしめる文化の拠点というのは今までないものですから、ぜひ実現に向けてよろしくお願いいたします。

(G o T o トラベルについて)

小越委員　G o T o トラベルについてお伺いします。知事は1月末まで、1メートルの距離がとれない大人数での会食はやめてほしいと述べております。「無尽でお助け」も同様の願いをするのでしょうか。

小泉観光振興課長　無尽でお助け「めざせ！みんなで100億円」キャンペーン事業につきましても、同様な対応を取っていただきたいと考えております。

小越委員　それから大人数をやめてというのは、国も5人以上の会食はなるべく控えるようにと言っていると承知しております。

そうであれば、県が観光文化部で推進しております20人程度の旅行や、8人程度の旅行商品ももっと人数を少なくしなければこれに触れてしまうんじゃないでしょうか。その商品を変更するとか縮小、例えば家族の4、5人とかを対象にするようなことを検討されてるのでしょうか。

小泉観光振興課長 団体旅行向けの補助につきましては、ほぼ執行済みでございますので、ここで制度を変えるということは考えてございません。

小越委員 ということはこれ以上、その観光商品をつくって予算を取るっていうことはもう終わりってことですね。

小泉観光振興課長 今申し上げましたのは、9月補正で取らせていただきました団体旅行客向けの事業でございますので、その事業は改めてまた同じような形を出すということは現在のところは考えておりません。

小越委員 今G o T oトラベルが全国で問題になっていると思うんです。やはり人が移動することで感染拡大することはもう誰もがわかる話だと思うんですよね。

それで、先ほどグリーン・ゾーンのお話をさせていただきましたけども、ホームページを見ますと12月4日現在飲食業は1,598施設ですが、先ほど飲食業が大体4,500件くらいあると、そのうち6割くらいがその感染防止となってもらおうだろうというふうにお話がありました。

それでも4,500件のうち、グリーン・ゾーン認証を取っているのは1,500件から2,000件、全部がグリーン・ゾーン認証は取らないだろうとおっしゃっていました。先ほどの話でいきますと、グリーン・ゾーンがあるから感染しないっていうことじゃないと思うんです。グリーン・ゾーンがあるから大丈夫っていうメッセージを送るのは心配です。そもそも大人数で会食するべきではないと発信しているわけですから、G o T oトラベルも山梨県として慎重にするべきだと思うんです。

東京からの発着のG o T oトラベルは高齢者の皆さんや基礎疾患の方は自粛となりました。それで東京からのキャンセルも相次いでいますけれども、それに対して知事が、東京からの方々も受け入れますと発信しているわけですよ。それは山梨県が東京の方を含めて皆さんウエルカム、グリーン・ゾーンをやっていますから大丈夫っていうことは山梨県にどんどん来てもらうということは、山梨県はいいかもしれませんが、外にどんどん行って感染を拡大させる、それを山梨県が推進するっていうことになってしまいませんか。いかがですか。

小泉観光振興課長 まず、飲食店の6割にグリーン・ゾーン認証を取っていただくというところは説明が足りなかったと思います。4,500件あるうちの6割、それは全体の6割そのまま当てはめてございますけれども、6割の方に機器を購入していただいて、感染症対策を取っていただきたいということでございますので、6割の方にグリーン・ゾーン認証を取っていただきたいという話ではないと認識しております。委員がおっしゃられたとおり、今1,500件ほどの飲食店がグリーン・ゾーン認証を取っていただいているのであれば、その支援機器を活用していただいて、さらにグリーン・ゾーン認証を取っていただけるようサポートしてまいりたいと考えております。

実際、グリーン・ゾーンの周知を図る過程で、東京都、首都圏にも向けて山梨県はグリーン・ゾーンを一生懸命やっていて、感染症対策を行っておりますという広報はさせ

ていただいております。ただ、今の時点で、山梨に来てくださいというような、直接的なメッセージはあえて避けておりますので、きちんと対応してる地域でございますという広報をさせていただいているというのが現状でございます。

小越委員

今の話ですと、全部の飲食店はグリーン・ゾーンを全部取らなくてもいいと言っているんですね。そうなりますと、山梨県に観光が来た、でもグリーン・ゾーンもまだ1,500件しかないとなりますと、ここで会食したときに広がる可能性が多くなるわけですよ。そのグリーン・ゾーンがあるからどんどん来てくださいとは言ってませんが、大丈夫ですよっていうことはそれ逆説的に見ると、ここはだいたいぶだから行きましようということを山梨県は推進していますし、知事がそう言いました。

きょうの新聞を見ますと、35の県で移動の自粛とか外に行くことはやめてくださいって言いましたが、山梨県は言っておりませんよね。山梨県は来てくださいと、行ってもいいですよと、でもグリーン・ゾーンがあるからといいますけどグリーン・ゾーンだって全部取れるわけでもない。そうなりますと、やっぱりこのG o T oトラベルによって感染拡大させる可能性がかなりある。山梨県は観光県です。山梨県だけがいいっていうわけじゃないと思うんです。観光県だからこそ、日本国中に感染を広げてはいけない、だからこそG o T oトラベルは一旦中止、山梨県だけじゃない、山梨県に来る人、山梨県に来た人が外に戻る、そこで感染広がるとなれば、山梨県も含めてG o T oトラベルは一旦中止をすると山梨県が表明するべきだと思うんですけど、見解はいかがでしょうか。

村松観光文化政策課長 小越委員の御意見、県民の感情とすればもつともなところがあると思います。知事の発言もぜひグリーン・ゾーンを取ったところで観光地客の皆さんも御利用してくださいということを書いており、どこでもオッケーですよという発言はしていないと思います。

グリーン・ゾーン、G o T oトラベル、G o T oイートも国のほうへの自粛要請をとという話もございますが、これは県全体が福祉保健部の専門家の御意見も聞く中で最終的に判断をしていくということになると思いますので、観光文化部としての見解ということではなくて、県のほうでしっかり検討して対応していくものと承知しております。

小越委員

福祉保健部マターじゃなくて、観光文化部として観光県の責任というものを感じていただきたいです。例えばG o T oを全国一斉に一旦中止すべきだと思うんですけど、国は知事が一旦中止してくれといえども考えましようと言っていますよね。ということは、山梨県はどういう状況になったら例えばG o T oを山梨県は中止してくださいという指標があるのか、そういうのを観光業者の方々に事前に言っておかないと大騒ぎになりますよ。そういう基準はあるんですか。

村松観光文化政策課長 県独自の基準というのは現在のところはないと承知しております。基本的に国で6つの指標がございまして、その指標をもとに最終的には判断していくと承知しております。

小越委員            ということは、山梨県の見解はG o T oトラベルを中止するとなったら県の判断ではなく国の責任だと、国があくまで判断すべきだということによろしいですね。

村松観光文化政策課長 申しわけございませんが、その見解につきましては私からお答えできないところでございます。

小越委員            感染が拡大してるときに山梨県は多いときで2桁、20人以上出るときもあります。ほかの県と比べると人数が少ないかもしれませんが、人口比にするとすごく多くなるわけですよ。山梨県は何も言っていないけど、ほかの県から見ると、山梨県との往来を慎重にしてくださいと言っている県もあるくらいです。山梨県も感染が広がっていることを全国の皆さんがだんだん意識し始めている、その中でG o T oトラベルを続けていたら広がるばかりですよ。やはり、山梨県も責任を感じてもらいたいと思っています。大人数の飲食や全国からの往来を自粛をする県が広がっております。これから忘年会、新年会もかなりキャンセルになってくと思うんです。そうしますと観光業や飲食店の皆さんはほんとに大変なんです。

                  であるからこそ、やはり補償することを考えていただかないと、それは国が考えてることだから知りませんじゃなくて、山梨県だってG o T oトラベルを中止しなくてもこんなに減っているわけですから、補償するっていうことをぜひ検討していただきたいと思いますがいかがですか。

村松観光文化政策課長 補償については、知事は当初から感染に強いところと、医療体制の充実というところに予算を使っていくということを表明しておりますので、現在のところはその方針は変わっていないと承知しております。ただ、今後は臨機応変に対応していくことは重要なことだと思いますので、そこは県として適切な判断がされるものと理解しております。

小越委員            ぜひ補償をしていただかないと、飲食店の皆さん潰れていってしまうと思います。特に年末年度末にかけて大変なことになると思います。

                  (世界遺産富士山保全状況報告書について)

                  2つ目に、早川議員からありました世界遺産富士山保全状況報告書の提出について伺います。先ほど早川議員の質問に、これは富士山登山鉄道のことをしたわけではないとなりますと、富士山登山鉄道について世界遺産委員会に正式に一報を入れてはないという理解でよろしいのでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 正式に世界遺産委員会に報告していないということではなく、正式な報告であると認識しております。

小越委員            保全状況報告書については、12月2日にファクスをいただきました。その日にテレビで富士山登山鉄道1,400億円というテレビの報道を見て驚きました。保全状況報

告書に書いてないのに何でそんな話が出ているのかと思ったわけです。

保全状況報告書を見ますと、4のところ作業指針第172項に基づくということが書いてあるんですけど、多分、富士山の北側斜面の山麓から五合目に至る自動車交通、これが登山鉄道のことを示しているという理解でよろしいですか。

信田世界遺産富士山課長 小越委員のおっしゃるとおり、それが富士山の登山鉄道のところを示しているものでございます。

小越委員 4番のところ、なお当該取り組みは、世界遺産条約履行のために作業指針第172項に基づく情報提供が必要になる場合には適時適切に対応するって書いてあります。

その第172項ってというのは、「世界遺産委員会は条約締約国が資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元または新規工事を実施する場合もしくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するよう要請する」と書いてありますよね。条約締約国ということは日本国、日本の国が報告するっていうことですよね。

信田世界遺産富士山課長 締約国は日本国でございますので、日本国政府が報告することになっております。

小越委員 ということは、富士山登山鉄道は、日本国政府がはっきりとどうするかしないこの第172項に基づく要請をすることができないと読み込んでよろしいのでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 日本国政府がその登山鉄道に対する何らかの評価をしなければということではなくて、事実があれば報告するというところでございます。学術委員会で、速やかに報告するよという意見があったわけですが、文化庁においてそういった意見を踏まえながらより詳細な報告をユネスコに行っていくと承知しております。

小越委員 10月15日に学術委員会で中間提言を出しております。その中間提言は、まず世界遺産委員会に一報を入れてくださいと、もう一つが普遍的価値を変更するようなことになると、変更不可能な決定を行う前の段階において、遺産影響評価、H I Aを実施すべきだとして書いてあります。ということになりますと、山梨県としてこのH I A、遺産影響評価を行うということでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 H I Aにつきましては、現在どのように実施するのかについてまだ制度が定まっております。それについて議論をしているところでございますので、そちらの議論を待っての話であります。ただ基本的に、その事業がどのような影響を与えるのかということを環境アセスのような手法を用いてやっていくものだと思っておりますが、その場合にやはり事業者でないとなかなかその対応が難しいのではないかと認識しております。

小越委員 事業者がまだ誰か決まっていなくて報道がありましたけど、事業者が決まらなくてこの環境影響評価、H I Aはできないと読み込みますと、この学術委員会の世界遺産の中間提言で最終版を山梨県が最終決定をする前に出すとなりますと、この最終提言はいつ出るのでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 最終提言については、富士山登山鉄道の理事会、総会が年度内に開かれると聞いておりますけれども、その前には学術委員会から出されると思っております。

小越委員 学術委員会から年度末までに出るとなると、遺産影響評価マニュアルの案というものを提出されておりますよね。その中で、幾つか気になることがあるんですけども、影響評価の中で許容を超えるO U V、普遍的価値に影響があると判断された場合は幾つかレベルがあるんですけども、何度も何度もやり直しなさいと、そして遺産協議会会長は業者に対して事業の中止を要請することがあるってあるんですけど、遺産影響評価の結果によっては事業主体、それは県なのかわかりませんが、その普遍的価値に影響があると判断した場合は、中止を要請することになると読み込んでよろしいでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 現在案の段階でございまして、マニュアルの話でございましてけれども、遺産に対する決定的な影響、例えばドレスデンに橋をかけるときに世界遺産の価値を著しく損なうということで、危機遺産に登録されるような事態に至ったわけではございましてけれども、そのような事態に至ればこれは一般論でございまして、世界遺産委員会から中止等について勧告するというところもあるかと思いますが、そういった事態に至らないように何度も何度もコミュニケーションを図りながら事業を進めていくという思想になっております。

小越委員 やはり世界遺産富士山課としてこの取り組みを黙認するのではなく、世界遺産富士山課として富士山五合目がどうあるべきなのか、世界遺産をどう守って継続していくのか、登山鉄道ありきでなく、この文化行政としてしっかりと世界遺産富士山を守るという立場で発信をしていただきたいと思います。それは向こう任せではなくて、この遺産影響評価も含めて、観光文化部としてしっかり意見を持って建設ありきではなく富士山を守る立場でお願いしたいと思います。

信田世界遺産富士山課長 世界遺産を保存していくということは山梨、静岡両県それから関係市町村、それから資産の所有者等が一体となって取り組んでいくことを宣言しておりますので、世界遺産の価値を損なわないようにするということは当然でございまして。そういった観点からこの登山鉄道の件についても取り組んでいきたいと思っております。



主な質疑等 農政部関係

※第100号 山梨県家畜改良増殖法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第116号 指定管理者の指定の件

質疑

(山梨県立八ヶ岳牧場の指定管理の指定の件について)

市川委員 初めに、この指定管理者は取りあえず1者のみで指定したということですね。

渡邊畜産課長 指定は1者でございます。

市川委員 出資が県の、全額だそうでございますけれども、いろいろな指定管理施設がございますけれども、ほとんどがこういった天下りの機関ではないかと思っているんですよ。その中で、この指定管理1者のみ、ただこの指定管理の中には指定する理由がここに書いてありますけれども、こういったものも1年とか2年前に公表して、ほかに民間でいないのかということを含めて今までにしたことはございますか。

渡邊畜産課長 当法人につきましては、平成18年度から指定管理の導入をしてございます。そのときから指定管理の指定に関するガイドラインがございまして、公募によらないという方式をそのときから取らせていただいています。

それは、県有牛を飼育する獣医師や専門の職員がいること、あと県の畜産酪農技術センターとともに甲州牛を増産するための受精卵の研究を一緒にやっているということもありまして、そういう理由を公募によらない場合の例でございまして、今回も公募によらないということで指定をしてきたところでございます。

市川委員 言っていることはわかるんですが、やはり指定管理者というのは、必ず公募によらないといけない。どうですか。

渡邊畜産課長 指定管理者制度を18年から導入することで検討の中でもありましたけれども、その中には公募による団体、公募によらない団体というものがございまして、その規定に基づいて取り組んでいるところでございます。

市川委員 公募による団体、公募によらないものというのわかりますけれど、もう少し皆さん方一生懸命勉強して、民間にそういうことをさせていくようなことをもう少し心がけたらどうですかということです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金について)

桐原副委員長 (農)の2ページ、モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金ということで、桃の共同選果場でコロナウイルスに感染しないようにということ、また安定した出荷体制を確保するために農協が行う空調設備に対して助成を行うという説明がありました。

その点についてお尋ねいたします。桃の選果場は大変大勢の方が働かれています、3密の回避は厳しいというのは理解しています。また、ことし特に暑かったので、マスクもつけて作業をして、ぐあいが悪くなった方がいるということも聞いています。

そこでまず、このコロナウイルス感染症に伴う桃選果場がどんな状況であったのかお尋ねいたします。

塚原果樹・6次産業振興課長 桃の共同選果場につきましては、構造上も風通しが悪く、暑い中でマスクを着用しての作業は過酷な状況であったということになります。

今回整備を希望している共同選果場におきましては、熱中症の症状を訴え帰宅された方が昨年の6倍、それから救急搬送された方が約3倍と非常に命の危険にかかわる事態も多く発生したところです。

このような状態が続きますと、地域の方で支えている桃の共同選果場の作業をされる方の確保ができなくなることが懸念されるという状況にあります。

桐原副委員長 3倍、6倍とあったんですけど、実数を教えていただけますか。

塚原果樹・6次産業振興課長 整備をしようとする5カ所の共同選果場になりますけれども、まず熱中症の症状を訴えられた方はこの5カ所合わせて75人という状況になります。それから、救急搬送された方につきましては12人という状況になります。

桐原副委員長 何人かいたということは聞いていたんですけど、こんなに多いとは知らなかった。そ

ここで、このスポットクーラーということであるんですけど、この空調設備はどんなものになるのか、イメージが沸くように説明をいただきたいと思います。

塚原果樹・6次産業振興課長 今回整備をします桃の共同選果場の空調設備はいわゆるスポットクーラーと呼ばれるものになります。桃の共選場で特に作業者が密集いたします、桃の外観を検査して選果レーンに乗せる場所、それから選果後に箱に詰める場所、こここのところの大きく分けて2カ所に設置をいたしまして、作業される方の体温上昇を軽減して桃の安定供給ができるようにしようとするものであります。

桐原副委員長 そこで、今回5カ所整備されるということですけど、今後この5カ所のほかにも空調設備に対しての助成はどんな形で進めていくのか、最後にお尋ねをいたします。

塚原果樹・6次産業振興課長 今回県下全ての桃の共選場に確認しまして、必要であると回答のあった5カ所の桃の共同選果場に全て設置しようと考えております。

今後におきましては、桃の共同選果場建物の整備と合わせまして国補事業を活用して支援していきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(トビイロウンカ被害について)

土橋委員 ことし米の病気で、トビイロウンカ被害が発生したということなんですけど、御存じでしょうか。

斉藤農業技術課長 全国的にみると、トビイロウンカが米の代表的な害虫の1つであります。ただ、山梨県では、10年くらい被害がなかったものになります。

米の代表的な害虫ですので、県の病虫害防除所で毎年定点調査を行っております。結果的なお話しをしますと8月いっぱいまでは見つかっていなかったんですけど、9月に入ってから峡南地域とか、中北地域の標高の低いところの一部でそういう害虫の飛来が確認されたということでもあります。

土橋委員 地元の方はよく知ってまして、これは中国やベトナムから飛んできたという話ですけど、被害にあった人の話を聞いたら、10キロの袋が去年より45個少なくなったと、大体2割ぐらいがだめになったという話です。農家さんが対応について全然わかってな

いとしたら、ぜひ農政のほうが先頭に立って、この時期になったらこういうことをすればいいとか、この時期になったらこういうことをすればいいということをぜひ指導してもらいたいと思います。

ぜひ指導をしてあげないと農家さんがわからないまま来年も病気で2割落ち込んだという話になればほんとに気の毒でならない。ぜひ県が先頭に立って、その被害をどうやって防いだらいいのか、またどうすればいいのかということも指導していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

斉藤農業技術課長 この害虫は中国とかベトナムからちょうど梅雨の時期くらいにジェット気流という南西の強い風が上空吹いていまして、その風に乗ってくると言われております。九州のほうからだんだん上のほうへ上がってくるんですけども、例年はやはり山梨県だとほとんど被害がなく十数年ぶりに確認されている状況です。

こういう状況ですから、我々指導機関も農家さんも過去のことですから、なかなか十分な防除の認識がないこととなります。まずは国が全国的な調査をしていて、ことしはどんな状況かということがわかりますから、そういった情報や、病虫害防除処置を行っている定点調査を行っておりますので、そういったものをしっかり行って、農家の方のことしの場合のように注意をしなければならないことに対しては注意喚起をしたり、薬剤で防除ができる虫ですから、薬剤防除の徹底とかを図って被害の未然防止に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

土橋委員 本人から直接聞いた話で、すごくがっかりしていましたので、ぜひ力になっていただきたいと思います。

(種苗法について)

小越委員 まず種苗法のことでお聞きします。多くの反対の声を聞かずに種苗法が成立してしまいました。外国への持ち出し禁止が狙いと言っていますけども、そもそも外国での登録を進めてこなかったのが大きな責任であると思います。

その一方で自家増殖の禁止という原則ですけども、なったところで非常に不安が広がっていると思います。とりわけ登録品種の場合は許諾料も取ることになる聞いております。

例えば山梨県の場合だとシャインマスカットやブドウ系ですよ、それからイチゴ、大きな心配があるんですけども、山梨県として、このシャインマスカットやイチゴ、この種苗法に対しての影響の状況把握はどのように考えているのでしょうか。

斉藤農業技術課長 ただいま小越委員からお話がありました種苗法の関係ですけれども、今国会で成立しております。具体的な個別の品種の取り扱いについては、育成者の方がどうお考えになるかというふうに考えております。

シャインマスカットは国の育成品種でありますから、国で自家増殖をする際の、例えば許諾料というパテント料を徴収するかどうか、あるいは幾らにするかどうか、ということを決めていくと。イチゴに対してもイチゴもいろいろな品種がありまして、多くは

都道府県が育成した品種とか、あるいは農研機構という国の研究機関が育成した品種が多いわけですが、そういったものも育成者の方がどう取り扱うかということになると思います。まだ個別具体的なところは検討中ということだと思いますので、そういった情報を早く集めていきたいと考えております。

小越委員 山梨県として開発した品種がたくさんあると思うんです。桃もブドウもそうですが、それについては許諾料を取るのか、それから登録もするのか、外国への登録も含めですが、どのようにお考えなんでしょうか。

斉藤農業技術課長 山梨県でも果樹の関係で、例えばブラックキング、甲斐のくろまるとか、甲斐ベリー7という新しい品種も出ていますけれども、それ以外に、桃の夢みずきですとか果樹試験場が育成した品種があります。

こういったものの取り扱いについては、まだ国から細かい詳細の説明等がありませんし、他県の状況も見きわめながら、取り扱っていきたいと思っておりますけれども、少なくとも農家の方に過大な負担になるようなことは避ける方向で検討をしていきたいと考えております。

小越委員 シャインマスカットは国が開発したということでどうなるかわからないと思うんですが、シャインマスカットはこれだけ生産する方がふえていますので、許諾料を取るようなことになったら大変だと思います。山梨県が開発したものは産地ということで山梨県の農家の方には安くというか、ゼロということも含めて山梨県のブドウを育成していただきたいと思っております。

農家の方すごく心配しております、イチゴは毎年買わなきゃならない、ブドウも買って来た枝で当たり外れがあつて、やってみないとわからないということも聞いております。だから、この枝を買ってきたから絶対なるという保証もないし、そうなるら許諾料だけでもお金を大変払わなければなりませんので、影響調査と農家への支援のこと、場合によっては許諾料に対する助成、お金を支援するっていうこともぜひ考えていただきたいと思っております。

(高収益作物次期作支援交付金について)

もう一つ新型コロナウイルスの関係で高収益作物次期作支援交付金についてお伺いします。農水省で新型コロナウイルスの影響による需要の減少によって、市場価格が低下するのではないかとということで、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するという事で高収益作物次期作支援交付金が始まったわけですが、予想以上の申請によって突然変更されてしまいました。今、全国で大混乱していると思うんですが、山梨県内でこの高収益作物次期作支援交付金を申請している方がどのくらいいるのか、状況どうなっているのでしょうか。

塚原果樹・6次産業振興課長 現在山梨県で申請している、事業実施主体は団体になりますので、9団体になります。その中で農家の数になりますと、これから申請予定というものもあります、これはまだ国へは出していないけど、申請団体で預かっている段階でございますけ

れども、それを入れますと199件となります。

小越委員　　そうしますと、そのやり方を変えて減収しているところの証明を出してくださいと書類が変わってくると思うんです。そうしますと11月30日が締め切りのように聞いているんですけども、農家の方々に対してその書類を含めてどのように支援をされていくのでしょうか。

塚原果樹・6次産業振興課長　　現在、事業実施主体は農協、それから市町村。農協の場合は農協になりますが市町村は地域農業再生協議会ということになります。県としましても、市それから農協の方と一緒にあって書類の確認、それから基本的に農家の方が出す場合はチェック表をつけて国へ申請するということになりますので、そのチェック表それから取り組むべき技術や作物、そういった部分も一緒に確認しながら申請の支援をしているところです。

小越委員　　本来は国の制度ですけども、国が突然そのはしごを外されてしまいまして、もう既に関ってしまった方とか、それを当て込んでいる方々もいらっしゃると思います。その方々へ、一応補填するということは見直しでも始まっていますけども、書類の申請などをぜひ相談窓口を設けながらお願いしたいと思います。

（女性農業者の割合について）

3つ目に、先日この農政産業観光常任委員会で女性農業者の方々と意見交換をしました。本会議でも桐原議員が言っておりましたがけれども新規就農の方や、県外から移住してきた方々が、山梨県の農業支援制度は素晴らしいと大絶賛しておりました。私も含めて、山梨県の農業の育て方はすごいなということで、日ごろから農政部の皆さんがこうやって育てているということを改めて確認して、頑張っているという高く評価されておりました。

その席上で、既存の女性農業者の方々から、会議に行けば男の人ばかりだと、意見は聞いてくれるけど最後は男の人で終わらせてしまうと、女性の農業の方々が農家を支えていると思うんですけど、そこでお伺いします。女性の農業者の割合、全体にどのくらいいらっしゃって、どのくらいの割合を占めているのでしょうか。

勝俣担い手・農地対策課長　　新規就農者に関する調査の結果では、令和元年度の女性の新規就農者は79名ということで、10年前の6倍に増加しているところであります。

小越委員　　新規就農者ではなく、全体の農家の皆さんの女性はどのくらいの割合でしょうか。

勝俣担い手・農地対策課長　　女性と男性の割合、既存の農家の割合はちょっと手元にございませんが、センサスの数字を見ますと大体おおむね女性と男性の割合的には半々ぐらいの割合と見ております。

小越委員　　そうですよね、農家の皆さん女性の方も男性の方もほぼ半々になるかと思うんです。

そこでお伺いしたいんですけども、女性の指導的地位を占める、男女共同参画の話ですけども30%にするべきという話を聞いております。

山梨県のこの男女共同参画の進行状況によりますと、山梨県の女性を登用している市町村農業委員会の達成率は74.9%と聞いておりますけども、山梨県内で女性の農業委員さんは何人いらっしゃって、全体で何%いらっしゃるのでしょうか。

勝俣担い手・農地対策課長 現在の農業委員さんが県内全体で379名、それから農地利用最適化推進委員さんを新たに257名設置しております、そのうち農業委員さんは379人に対して女性が32名、それから農地利用最適化推進委員につきましては257名に対して女性が4名ということです。

小越委員 すぐに計算ができないんですけど、379人分の32人っていうことは3割にはいってないかと思うんです。

農業委員会は市町村にあると思うんですけど、女性の農業委員さんが1人もいない市町村は幾つあるのでしょうか。

勝俣担い手・農地対策課長 手元に資料がございませんので、またお届けしたいと思います。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま小越委員から要求のありました資料につきまして委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 執行部に申し上げます。ただいま小越委員から要求のありました資料につきまして資料作成の上御提出をお願いいたします。

小越委員 私が持っている、この男女共同参画によりますと、これちょっと古い資料なので聞いたかったんですけど、山梨県残り4市町村ではゼロだと。国の農水省の発表している令和元年5月24日現在の資料によると、ちょっと古いんですけど平成30年度で女性の農業委員ゼロが南アルプス市、上野原市、山中湖村、富士河口湖町、誰もいません。平成30年なので今は違うんですね。ほかの市町村を見ましても一番大きいところで早川町が25.0%、8人中2人です。富士吉田14人中3人、30%超しているところは1つもありません。平均でいくと、平成30年度の山梨県は9.0%です。29年度が7.4%、平成30年度が9.0%、若干上がっていますがとても30%に届いておりません。全国的にも低いんですけど、全国が11.8%と聞いております。山梨県のはまだそれよりも低い、指導的地位の立場の女性を30%にしようという中で、とりわけ農家のところは遅いということをお前の女性農業者の皆さんと話しの中で非常に思いました。

そこで、気になったのは先日の山日新聞に山日YBS農業賞の講評というのがありまして、これは山日さんの見出しが悪いのかもしれませんが、農政部長が講評の中に「すぐれた経営婦人も貢献」と書かれております。婦人もなんです、も。ものすごく気

になりました。婦人も、というのはどういう考えなんですか、婦人も貢献ってどうしてこういう言葉が出てくるんでしょうか。

斉藤農業技術課長 今回YBS農業賞につきましては、4組の方が受賞されております。

その中で、御夫婦で農業を営んでいる方が非常に多く、女性が経営の中で重要な地位を占めていたということで、日ごろ農業賞は、ちょっと言い方が悪いんですけども、受賞された男性のほうにクローズアップされるようなことが多いです。そういう面で女性もその経営の中で大きい地位を占めているということでそのような表記になったと。も、というその言葉はちょっと変に取られるかもしれませんが、意味合いとすると女性の役割が非常に高いということを示したものであります。

小越委員

これは、山日さんの見出しですけど、中の言葉に坂内部長が「も」って書いたんですよ。「婦人と」とか、「婦人は」でしょう。こういうのは女性から見るとすごい気になるんです。「も」ってつけ足したのかと。意見交換会の際に言っていましたけども、やはり家族農業10年を超えて、農業を支えているのは女性が本当に大きいと思うんですよ。家族農業があつてこそ、緑を守り、自然を守り持続可能な社会をつくっていく。大規模化だけでどんどんやるのではなく、少量多品種で兼業農家を支えて、それが緑を守っていくSDGsを維持していくってことだと思うんです。この家族農業10年、半農半業、半分サラリーマン、半分農業をする、移住の方々も移住して農業をして、でも少しは違うこともするっていうそういう生活スタイルがやはりこれから求めていかないと大規模化してがんがん男性がやって女性はちょっとだけ経理をしているって感じではないと思うんですよ。この家族農業10年に対しての山梨県農政部としての見解を最後に伺いたいと思います。

斉藤農業技術課長 家族経営の中での女性の役割というものが非常に大きいものがあります。今からは、さらに女性がその中でさまざまな観点から農業経営や、あるいは技術の観点でも大きい役割を担ってくということで女性の活躍に今後も期待していきたいと考えております。

小越委員

それでしたら農業委員さんの中に女性の占める割合を3割に引き上げる。少なくともそこについてのアプローチをぜひ検討いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

勝俣担い手・農地対策課長 先に、先ほど小越委員から問い合わせのありました女性農業者がいない農業委員会ですが、現在、南アルプス市、上野原市、西桂町、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、甲斐市の7市町村に女性がいない状況になっております。今後については、できるだけ女性が農業委員さんにぜひなつていただくように、今までもそういう働きかけは市町村等には行ってきたわけですが、引き続き関係機関も含めて女性の意見を取り入れていただくために働きかけを行っていきたくと思っています。



※第106号 令和2年度山梨県営電気事業会計補正予算

質疑

(次世代エネルギーシステム開発事業について)

望月(勝)委員 非常に難しい問題です。米倉山は横内知事のときに東電と共同で太陽光発電を始めたと思いますが、それに続いて電力供給の中で非常に環境に優しいこうした次世代エネルギー施設でございます。これまでの米倉山において、次世代エネルギーシステムに関する研究開発をさらに進めるために研究者を集めてビレッジ整備を行っていくということでございますけど、どんな施設をイメージして令和4年度までに完成していくのかお伺いします。

高野企業局電気課長 最新の通信設備や高いセキュリティ等を有する研究環境を備えております。各企業等専用のスペースを加えまして研究者や技術者が集まり議論をしながら技術を高める場所として、また情報発信や人材育成の場としても利用できる共有エリアを整備いたします。

望月(勝)委員 研究者が集いながら3,800平米の広い場所にこうした施設をつくるということでございますが、県ではその事業の中でどのような企業、また何社ぐらいの企業が入ることを計画しているのかお伺いします。

高野企業局電気課長 入居者につきましては、水素燃料電池の評価機関でありますFC-Cubicや、これまで米倉山の研究開発に関連した企業を中心に山梨大学の共同研究企業、大学発ベンチャー企業等を想定しております。今回定例会で議決いただいた上で働きかけてまいります。

入所する企業につきましては、先ほど申したFC-Cubicほか、数社を予定しております。

望月(勝)委員 長崎知事の近代的な企業誘致ということで取り組んできたようでございますけど、そうした募集をしながら、また新たな企業がここへ参入してくるのか。そうした計画はあるんですか。

高野企業局電気課長 FC-Cubic以外につきましては先ほど申したとおり米倉山で研究開発に関連した企業等、また山梨大学の共同研究企業等も想定しております。

望月(勝)委員 特に山梨大学は、水素燃料や燃料関係の県とのつながりが非常に多いですが、米倉山も、こうした山梨大学の技術や知識を取り入れながら企業と連携されていくのではないかと思います。このような状況の中で、この米倉山をエネルギーと資源を一体とした環

境にしていくわけですけど、これからどのように展開していくのか。また山梨県にとってどのように展開したら、これが有効に活用されるのかお伺いします。

高野企業局電気課長 水素燃料電池分野で世界のトップをゆくFC-Cubicなど、それぞれの分野において最先端の技術を有する企業が入居することで、これまで米倉山で研究開発してきた蓄電システムや水素製造システムの実用化に向けて加速していくものと考えております。

さらに、米倉山にある大規模太陽光発電所の電力を使い製造した水素による新たなエネルギーシステム開発など、次世代エネルギーシステムの幅広い技術開発へ展開していくものと考えております。

望月（勝）委員 次世代エネルギーに関係した施設はやるべきだと思います。リニア新幹線の浮上式といった電動もの、それから国会でも話題になっております自動車のガソリンを廃止して、電気自動車に切りかえていくというような話も出てまいります。そうした中で山梨県としてはそうした成果を自動車とか、いろんな面でどのように生かしていけるのか聞いて終わりにします。

高野企業局電気課長 米倉山の次世代エネルギーの研究につきましては、今後リニアやまなしビジョンにおける水素燃料電池の関連のテストベッドとこの水素の研究は先ほど委員がおっしゃったとおり、脱炭素社会の構築のために発展するものと確信しております。

小越委員 この予算は国の補助金ですか。県費ですか。

高野企業局電気課長 今回の次世代エネルギーのビレッジ整備につきましては、あくまでも電気事業会計の研究費から支出するという事で国からの補助は一切ございません。

小越委員 電気事業会計からということは、電気事業の収益から出しているということですけど、つまり県のお金ということですね。

そうしますと、これから入る企業、先ほどFC-Cubicを初め、いろんな企業の方々が入ってきた場合に家賃は取るのでしょうか。

高野企業局電気課長 今回は建設にかかりますお金と維持管理費につきましては、今後入居する企業から入居料を取る予定であります。

小越委員 入居料の根拠は、売り上げに応じてなのか面積なのか、それはどうなってますか。

高野企業局電気課長 まだ具体的にはっきり申し上げられませんが、あくまでもかかった建設費及び今後かかる管理費を踏まえて入居料を決めていきたいと思っております。

小越委員 FC-Cubicさんにもそれ相応の金額を払っていただくという理解でよろしいで

しょうか。

高野企業局電気課長 委員がおっしゃったとおりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(米倉山の県有地について)

小越委員 一つ確認したいんですけど、このビレッジも家賃をいただくってことを聞きました。そもそも米倉山のメガソーラーをつくるときに、平成21年の横内知事のときに、確か、東京電力に無償で貸与するという事になっていたと思うんですけども、米倉山土地開発公社の持ち物は県の持ち物で、ここを東京電力に無償貸与すると決めたと理解しているのですが、無償貸与にした経過をまず教えてください。

高野企業局電気課長 米倉山の東京電力の太陽光発電につきましては、平成21年度に県有財産の関係は、公益上の特別な理由がある場合については無償で貸し付けるという条例でありますので、それに基づいてその時点で無償が決定しております。

小越委員 今も山梨県は、東京電力さんから1円もいただいていないということですか。

高野企業局電気課長 現在、東京電力からは環境価値分として約2,700万円いただいております。

小越委員 先ほど、無償貸与で賃料はもらっていないと言って、環境価値分の2,700万円と聞いたんですけど、これはどういう根拠で2,700万円なんですか。

高野企業局電気課長 こちらにつきましては、RPS法上に定めのある環境価値を目安として、その1キロワット当たりの単価約5円を供給電力量に掛けたものの2分の1を県がいただいているというものでございます。

小越委員 県有地の問題でいろいろあるんですけども、ここは県のもんですよね。東京電力に無償に貸与した、だけど環境価値として2,700万円入ってきている。その2,700万円は、その年、その年で金額が変わっていくものですか、それとも固定されているものですか。

高野企業局電気課長 金額につきましては固定でございまして、平成24年度から毎年この金額をいた

だいております。これは17年間の契約になっておりますので、その間いただくことになっております。

小越委員           平成24年から17年間だから、令和11年になったら更新をするということ。県有地だけど、それまではずっと同じ金額で変わらないという理解でよろしいですね。

高野企業局電気課長   そうでございます。

主な質疑等 産業労働部関係

※第115号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなし創業チャレンジ応援事業費補助金について)

早川委員 (産) 2ページのやまなし創業チャレンジ応援事業費補助金について伺います。コロナ禍の中、全国各地で企業誘致とかスタートアップなどの支援を行っていて、私も具体的に東京の企業を呼んで努力をしています。その中で気になっているのが、本県に特化した本県らしいインセンティブとか、スピード感が重要だと思っているところで、ここで補正を行ったことは意義あることだと思っています。

そこで、まずこの補助金は、登記とか会社設立の経費を助成するとありますが、詳しく内容の説明をいただきたいです。

有泉成長産業推進課長 まず補助対象者ではありますが、市町村などが現在創業希望者向けに特定創業支援等事業を実施しております。

具体的には、創業希望がある方に向けセミナーなどを開催しているのが代表的でありまして、このセミナーを受講いたしますと市町村から証明書が発行されます。この証明書を持っていきますと、国の支援といたしまして、会社設立登記に係る登録免許税の軽減措置を受けることができます。この軽減措置を受けた方を補助対象者として考えております。

それから、補助対象でございますが、まず先ほど申し上げた登録免許税軽減措置を受けた後の残額、例えば株式会社ですと登録免許税が最低税額の場合15万円で、半額の軽減措置がありますから、その残りの7万5,000円を助成するというところでございます。

また、会社設立時の手続的なさまざまな経費、定款作成にかかる費用ですとか、司法書士さんへの報酬、会社印鑑の作成費用なども補助対象として考えております。補助額については株式会社の場合は28万5,000円を限度額といたしまして、その他

合同会社等の場合は株式会社と比較しますと登録免許税が低いことなどから19万円を限度額としたいと考えています。

早川委員 登記だけではなく司法書士さんへの手数料も対象ということはすごいいいことだと思います。ただ、ちょっと気になるのは、要件で、市町村が行う特定創業支援等事業でセミナーを受けた人ということで、ほかにもいろんなチャンスがあると思うんですけど、なぜこの特定創業支援等事業の証明を対象要件としたのかお伺いします。

有泉成長産業推進課長 県として充実した内容の助成を行っていきたいと思いますので、本県において強い意欲を持って創業に取り組まれる方を支援したいと考えたためであります。

特定創業支援等事業として実施されるセミナーなどは1回だけ出ればよいといったものではございません。例えば4回以上実施されているものにきちんと出てこられた方に証明書が発行されます。事業も充実しておりますし、回数的にも充実していますので、これを受講して証明書を受けた方については本県で創業をすることが確実でありますし、相当程度意欲的な方であると考えられますので、助成の対象としたということでございます。

早川委員 市町村と連携することはいいですけど、市町村に行くのは県内の人が多くて、そもそもスタートアップは県外の人の創業者も広く対象とすべきだと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

有泉成長産業推進課長 委員がおっしゃるとおり、県内に絞るという理由は全くございませんので、県外の方にもぜひ本県で創業していただくために、本事業の助成対象としたいと考えております。

早川委員 大切なのは県外県内の人が創業することで産業振興につながると思うんですけど、例えば、産業振興のために交流人口をふやしたり、さまざまな効果につなげていくべきだと思うんですけど、最初に聞けばよかったですけど、この事業の狙いとか目指す効果はかがお考えですか。

有泉成長産業推進課長 狙いということでございますが、まずは創業希望のある方を経済的に支援することで創業の促進を図りたいということでもあります。

補助対象を市町村が行う特定創業支援等事業を受けた方として、県事業と市町村事業を関連させておりますので、今後は県と市町村が一体となって創業支援を行っていくことができると考えておまして、本県ではこの一体感で創業促進される効果もあるものと思っております。

さらに、この補助事業創設で、先ほどの御質問にもありました県外の方にぜひ本県で創業していただくきっかけの1つとしてもらいたいと考えておまして、県では今2拠点居住という点に懸命に取り組んでいるところでありますが、この補正予算案で創業支援強化を図っていきまして、2拠点居住ですとか、あるいはその先の移住などの効果も

狙いとしているところでございます。

早川委員 産業振興と移住人口増だと思っんですけども、先ほど2拠点居住と、企業誘致のところで住まいという話もあったと思っんですけど、違う部ですけど実は、県営住宅が今山梨県内1,000戸も空いていまして、県営住宅の中でテレワークもできるとあるんですね。要するに、これは起業するのに県営住宅を有効活用するというのは非常に有効的だと思うので、ぜひ庁内でも産業振興と移住の関係を連携していただくことが非常に重要なことだと思っんですけど、最後にお伺いします。

有泉成長産業推進課長 創業支援の助成事業ではございますが、狙いとして2拠点居住まで視野に入れておりますので、単に創業支援だけをしていけばいいということではなくて、総合的な支援が必要であると思っております。御紹介いただいたような他部局の取り組みについてもよく承知をいたしまして、連携を図って協力してまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(雇用情勢について)

小越委員 雇用情勢についてお伺いいたします。新型コロナウイルスの関係で今後雇用が悪化することが懸念されているんですけども、山梨県内の今後の年末、年度末にかけての雇用情勢がどのように推移すると考えていらっしゃいますか。

渡辺労政雇用課長 山梨労働局の発表によりますと、雇用情勢は厳しい状況が続いているとしておりますので、先行き不透明ではございますけれども、厳しい状況が続くものと思っております。今度の動向を注視してまいりたいと思っております。

小越委員 雇いどめの方が全国7万人とか、山梨県内でも500人という数字も出ております。そこで、今後その雇用情勢を安定化させるためにも雇用調整助成金、国が2月まで延長することを決めたと思っんですけども、その雇用調整助成金を支援するための相談体制も2月まで延長するのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 雇用調整助成金等に関する相談体制でございますけれども、今後の状況を見ながら延長する方向で検討しているところでございます。

小越委員 延長していただきたいと思っております。

それから、雇用調整助成金は事業主がだめというともらえないときのために、国が休業支援金をつくりましたよね。企業から手当をもらえない、例えばアルバイトの方々とシフトに入ってらっしゃる方も含めて雇用調整助成金が対象にならない方の支援金制度をつくったんですけども、それについてお伺いしたいと思います。それは山梨県内でどの程度支給されているのか、実態がわかるでしょうか。

渡辺労政雇用課長 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についての山梨県内の支給状況について御説明いたします。山梨労働局の12月1日の発表によりますと11月27日現在で支給決定件数は5,164件、支給決定額は3億1,000万円と聞いております。

小越委員 せっかくつくった制度ですけど、なかなか使われていない。国の予算でいくと10月20日現在で5,442億円に対して、支給額がまだ293億円とかなり残っているわけです。休業支援金は、本当に幅広くとっていただけることになりました。それについて山梨県として広く知らせるための相談体制はどのようになっているのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 休業支援金につきましても、雇用調整助成金の相談、支援等を活用しまして社会保険労務士等の企業への訪問相談等を行っております。また、労政雇用課でも電話相談や各種労働相談を行っております。また周知につきましては、労政雇用課のホームページ、それからSNS等で広報をしているところでございます。

小越委員 企業を通さなくても自分で申請できるわけですけども、この休業支援金についての相談依頼は今までどのくらいあったのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 休業支援金のみ相談件数は手元にはございませんが、専門家への依頼のあった相談件数は雇用調整助成金も含めまして27件ございました。

小越委員 27件しかないんですか。そもそもこの休業支援金っていう制度があることを知らない方がいっぱいいると思うんですよ。27件しかないのであればもっと広めない。せっかくこの制度があるのにそれこそ予算だけ国があって使えんのが、どう、これから27件もっとどうやって広げてくんですか。

渡辺労政雇用課長 失礼いたしました、訂正させていただきます。先ほど27件と申し上げましたのは、社会保険労務士を派遣して相談した件数でございます。相談窓口寄せられた件数は電話相談で423件、対面相談で38件となっております。

小越委員 ちょっと安心しました。27件だけでは困ると思いましたが。この休業支援金をぜひ広げるようにしていただきたいと思っています。

ただ、国は雇用調整助成金は2月末まで延期するといったんですけど、この休業支援金はどうなるのでしょうか。



渡辺労政雇用課長 休業支援金につきましても国は2月末まで延長と聞いております。

小越委員 2月末じゃなくてG o T oトラベルは6月までやると言っていますが、今後2月、3月に好転するという保証もありませんので、やはりG o T oトラベルが6月までやるのであれば、これだって6月までやらないと話が合わなくなるわけですし、ぜひ国に要望していただきたいきたいと思います。

もう一つ、この休業支援金で対象にならない、県としてやっている支援金制度がありますね。確か1日4,000円出してる制度だと思うんですけど、感染防止のために新型コロナ対策休業助成金1日4,000円。この実績についてお伺いしたいんですけども、432万円の予算に対しての実績と人数、支払った金額を教えてください。

渡辺労政雇用課長 新型コロナウイルス感染症対策休業助成金でございますけれども、これは休業を余儀なくされた方に濃厚接触者として外出自粛の要請があった方が無理をせず休業できるよう支援を行う制度でございます。この予算額は委員おっしゃいましたように432万4,000円でございます。令和2年度の実数でございますけれども、11月30日時点で、支給件数が72件、支給額が273万6,000円となっております。

小越委員 432万円の予算に対して273万円ということですけど、これは延長するのでしょうか、それとも年末で終わりになるのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 この制度の延長につきましては今後の状況を見ながら延長する方向で検討しているところでございます。

小越委員 雇用のところは、県としてできることとできないことがたくさんあるかと思うんですが、少なくともこの制度があるということを知らない人がいないように、とりわけ休業支援金は国の予算がまだかなり使われていない状況の中で、特に非正規の方々、アルバイトの方々も救えるということをこちらから情報発信していただかないと、休業支援金のことは企業が教えてくれませんので、多くの方々にこれで少しでも雇用につながるように、お金が出るようにしていただきたいと思います。

今後の雇用情勢のことを鑑みて、年末で切るのではなく、2月、また3月、4月、国に要望して、県の制度も延長していただきたいと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配布資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を令和3年1月下旬に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- ・閉会中の継続審査案件にかかる令和2年10月29日に実施した県内調査及び意見交換会について、議長あてに報告をしたことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 渡辺 淳也